令和6年1月24日

毎週月.水.金曜日発行

第5185号

目 次 告 示 ○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1 ○指定自立支援医療機関の指定 2 ○指定自立支援医療機関の指定の更新 ○救急病院の認定 3 ○道路の区域変更 4 ○道路の供用開始 教育委員会告示 ○指定管理者の指定 5 公 ○富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施 6 ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 10

> 示

富山県告示第25号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項に規定する医師として 次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則(昭和62年富山県規則 第34号)第6条の規定により告示する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 八 朗 \blacksquare

氏名	担当する医療	従事する	指定年月日	
八石	の種類	名称	所在地	14年十月日
木下 裕子	耳鼻咽喉科	南砺市民病院	南砺市井波 938番地	令和6年1月1日

能田	拓也	耳鼻咽喉科	南砺市民病院	南砺市井波 938 番地	令和6年1月1日
川原	洋平	外科、大腸・ 肛門外科	市立砺波総合病院	砺波市新富町1番61号	令和6年1月1日
髙橋	和也	脳神経内科	独立行政法人国 立病院機構北陸 病院	南砺市信末 5963 番地	令和6年1月1日

富山県告示第26号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立	病院又は診療所 において担当す	指定年月日	
名称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類		
アイン薬局高岡 市民病院店	高岡市宝町4番 1号	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	
ワタナベ薬局	南砺市田中78番 の 1	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	
ウエルシア薬局 射水足洗新町店	射水市足洗新町 一丁目4番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	

富山県告示第27号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田八 朗

指定自立支	指定自立支援医療機関		病院又は診療所 において担当す	更新年月日	
名称	所在地	担当すべき自立支援医療の種類	べき医療の種類		
真生会富山病院	射水市下若89番 地10	育成医療、 更生医療	腎臓	令和6年1月1日	
タケザワ薬局西 店	高岡市戸出町 5 丁目 3 番58号	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	
タケザワ薬局ト ナミ店	砺波市新富町1 番61号	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	
グリーン黒河薬 局	射水市黒河字尺 目2693番地1	育成医療、 更生医療	調剤	令和6年1月1日	

富山県告示第28号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救 急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間		
富山県済生会富	富山市楠木33番	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部富山県済生		令和6年2月1日	
山病院	地1	会	至	令和9年1月31日	
富山県済生会高	高岡市二塚 387	社会福祉法人恩賜財団	自	令和6年2月1日	
岡病院			至	令和9年1月31日	
富山西総合病院	富山市婦中町下	医療法人社団藤聖会	自	令和6年2月5日	
苗川四松口/MM	轡田1019番地	区原体八代凹膝至云		令和9年2月4日	

杉野脳神経外科	富山市千石町六	医療法人社団スバル	自	令和6年3月1日
病院	丁目3番7号		至	令和9年2月29日

富山県告示第29号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月24日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区	間		変 前後	更別	記号	敷地のメー	り幅員 ト <i>ル</i>	延 長メートル	縦覧場所
県道	砺波市坪野5番2から	字西北島 5	587	変更	前		最大最小	18. 0 5. 9		砺波土木
山田砺波線	砺波市坪野5番2まで	字西北島 5	524	変更	〔後		最大最小	14. 4 6. 7	156. 6	センター

富山県告示第30号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月24日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

5

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市北川字宮前1838番9から南砺市北川字宮前1838番11まで	令和6年1月24日	砺波土木 センター
県道 山田砺波線	砺波市坪野字西北島 587番2から 砺波市坪野字西北島 524番2まで	令和6年1月24日	砺波土木 センター

富山県教育委員会告示第3号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項の規定により次のとおり 指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関 する条例(平成17年富山県条例第4号)第14条の規定により告示する。

令和6年1月24日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

- 公の施設の名称
 富山県呉羽青少年自然の家
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社東洋サービス北陸 富山市千歳町一丁目6番18号
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県教育委員会告示第4号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項の規定により次のとおり 指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関 する条例(平成17年富山県条例第4号)第14条の規定により告示する。

令和6年1月24日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

- 1 公の施設の名称 富山県砺波青少年自然の家
- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 2 株式会社日本ビルサービス 砺波市三郎丸 313番地
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施

富山中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行う ので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により 公告する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称 富山中央警察署放置車両確認事務
 - (2) 委託業務の内容等 入札説明書及び委託仕様書による。
 - (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

(4) 履行場所

富山中央警察署管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第 183号)第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に、A又はBの等級で登載されている者であること。
- (3) 富山県の指名競争入札において指名停止期間中でない者であること。
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第 105号)第51条の8第1項の規定に基づく放置 車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る富山県公安委員会の登録を受 けており、入札参加資格確認時において同法第51条の13に規定する駐車監視員 資格者証の交付を受けている者を4名以上確保している者であること。
- (5) 報奨・罰則に関する規程を設けている者であること。
- (6) 機密漏えい防止に関する規程を設けている者であること。
- (7) 警察署長の求めに応じ、速やかに対応できると認められる者であること。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと 認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書の書式は、入札説明書による。
- (3) 資料は、次のとおりとする。
 - ア 道路交通法第51条の8第1項及び第6項の規定により通知された富山県公 安委員会の登録又は更新通知書の写し
 - イ 4名分以上の駐車監視員資格者証の写し

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

(4) 申請書及び入札説明書等の交付期間

令和6年1月24日から令和6年2月14日までの間(日曜日、土曜日及び休日 を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 申請書及び資料の提出期間

令和6年1月24日から令和6年2月15日までの間(日曜日、十曜日及び休日 を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。競 争入札参加資格審査を現に申請している者にあっては、(3)ウの資料は、入札書 提出時とする。

提出した資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、こ れに応じなければならない。

(6) 申請書等の交付及び提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話076-441-2211

(7) 提出方法

直接持参すること。

(8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和6年2月25日までに申請者に口頭で通知 する。

- 4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由に ついて説明を求めることができる。
 - (2) (1)により説明を求める場合には、令和6年2月27日まで(日曜日及び土曜日 を除く。) に説明を求める旨を記載した書面を前記3(6)の提出場所へ持参しな ければならない。
 - (3) (2)により書面が提出された時は、令和6年2月29日までに文書により回答す る。
- 5 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 令和6年3月1日 午前10時00分
- (2) 入札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階202会議室

6 入札の方法

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- 8 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札
 - (3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (4) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他不明な点については、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話076-441-2211、内線5134・5135) に問い合わせること。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により上市町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 上市都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により魚津市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 魚津都市計画道路

(名称) 3・4・2号 魚津駅本新線

- 3・4・3号 北鬼江吉島線
- 3・4・4号 魚津駅中川線
- 3・5・7号 魚津駅友道線
- 3・6・16号 魚津駅新金屋線
- 3・5・18号 魚津駅西1号線
- 3・4・20号 住吉線
- 3 · 6 · 22号 住吉西魚津駅線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により上市町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月24日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 上市都市計画道路

(名称) 3・5・7号 上荒又若杉新線

3・5・8号 若杉新中小泉線

3・5・9号 正印西部線

3・4・10号 正印法音寺線

3・4・11号 若杉新横法音寺線

7・6・1号 西中町南町線

7 · 6 · 2 号 駅西環状 1 号線

7 · 6 · 3 号 駅西環状 2 号線

7 · 6 · 4 号 駅西環状 3 号線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第2項において準用する同法第20条 第1項の規定により上市町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があっ たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県 土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月24日

富山県知事新 八 朗 田

都市計画の種類及び名称

(種類) 上市都市計画土地区画整理事業

(名称) 上市駅西土地区画整理事業

Щ